

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p style="text-align: center;">第 1 章～第 12 章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 13 章 雑則</p> <p>(発信者番号通知等)</p> <p>第 81 条の 2 契約者回線からの通信 (当社が別に定める相互接続通信を除きます。)については、その契約者識別番号をその通信の着信のあった契約者回線等へ通知します。</p> <p>ただし、発信者は、F O M A 特定接続契約に係る通信 (当社が別に定めるものに限ります。)を行う場合を除き、当社が別に定める方法により契約者識別番号を通知しないことができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 契約者回線への通信 (当社が別に定めるものに限ります。)であって、発信者番号 (発信に係る契約者回線等又は他社契約者回線の電話番号等をいいます。以下同じとします。)が通知されない通信に対して、その契約者回線の契約者は、その発信者番号を通知してかけ直してほしい旨を発信者に通知し切断すること又は接続できないようにすることができます。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p style="text-align: center;">第 82 条～第 93 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 14 章 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章～第 12 章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 13 章 雑則</p> <p>(発信者番号通知等)</p> <p>第 81 条の 2 契約者回線からの通信 (当社が別に定める相互接続通信を除きます。)については、その契約者識別番号をその通信の着信のあった契約者回線等へ通知します。</p> <p>ただし、発信者は、F O M A 特定接続契約に係る通信 (当社が別に定めるものに限ります。)を行う場合を除き、当社が別に定める方法により契約者識別番号を通知しないことができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 契約者回線への通信 (当社が別に定めるものに限ります。)であって、発信者番号 (発信に係る契約者回線等又は他社契約者回線の電話番号等をいいます。以下同じとします。)が通知されない通信に対して、その契約者回線の契約者は、その発信者番号を通知してかけ直してほしい旨を発信者に通知することができます。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p style="text-align: center;">第 82 条～第 93 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 14 章 (略)</p>

